

千葉県環境審議会 大気環境部会  
議 事 録

日 時 平成 19 年 3 月 26 日(月)  
午後 2 時 ～  
場 所 千葉県自治会館 4 階中ホール

## 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 環境生活部長あいさつ .....	1
3. 部会長あいさつ .....	2
4. 議 事 .....	3
(1) 諮問事項 (仮称)千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための 取組の促進に関する条例について .....	4
5. 閉 会 .....	20

## 1. 開 会

司会 ただいまから、平成 18 年度千葉県環境審議会大気環境部会を開催いたします。  
初めに、定足数の確認を行います。

本日は、委員総数 8 名に対して 6 名の委員の御出席をいただいております。したがって、出席委員が過半数に達しておりますので、千葉県行政組織条例第 32 条の規程により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

なお、本日の議事録は、事前に内容を確認した上で県のホームページに公開することとなりますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、議事に先立ちまして、事務局から委員の方々を御紹介申し上げます。  
お手元にお配りしてある名簿に従いまして御紹介いたします。

千葉大学名誉教授の安達元明委員でございます。

日本大学生産工学部教授の板本守正委員でございます。

日本大学名誉教授の榛澤芳雄委員でございます。

千葉県農業会議会長の石井利孝委員でございます。

日本労働組合総連合会千葉県連合会会長の黒河悟委員でございます。

社団法人千葉県環境保全協議会副会長代理の坂本愛一郎委員でございます。

続きまして、環境生活部の職員を御紹介いたします。

環境生活部の加藤部長でございます。

環境生活部の鈴木次長でございます。

大気保全課の田中主幹でございます。

私は、本日、司会進行を務めます大気保全課特殊公害指導室長の木村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 環境生活部長あいさつ

司会 それでは、主催者を代表して、環境生活部の加藤部長からごあいさつを申し上げます。

加藤環境生活部長 本日は、大変お忙しい中、当審議会の大気環境部会に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。皆様方には、大学の先生もいらっしゃいますので、年度末、学期末、あるいは選挙の県議の先生もいらっしゃいますけれども、大変お忙しい中を御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本県の光化学オキシダントの状況ですが、先生方ご存じのように、全測定局では環境基準がほとんど達成されない状況にあり、また光化学オキシダントの注意報の発生数も、14、16、17 年と全国ワーストワンという、18 年度はたまたま全国 6 位でございますが、非常に厳しい状況でございます。

その中で、私どもといたしましては、光化学スモッグの原因物質である V O C、一般には塗料の希釈溶剤やガソリン、ベンゼンなどの常温で揮発しやすい物質の総称でございますが、これらの排出抑制対策を進めることが緊急の課題であると認識してございます。

国におきましては、これらの問題におきまして大気汚染防止法を改正し、平成 18 年度から光化学スモッグの原因である V O C の排出規制を開始いたしました。企業の自主的

取組を評価し促進するということを基本としており、法規制においては、年間VOCの使用量が50トン以上という大規模な施設、県内では50事業場の150施設に限定的に適用しているところでございます。

しかしながら、本県では、これまで独自に、屋外タンクの構造改善や金属製品塗装への有機溶剤処理装置の設置など、VOCの排出防止対策の継続や新たな問題点を念頭に置いて、いろいろな形で公害防止協定とか炭化水素対策指導要綱によって実施をしてきました。今回、今までの指導要綱の到達点というものを踏まえつつ、このVOCの条例によって企業の自主的な取組を促しながら、本県のきれいな大気環境を確保していきたいということで条例の検討を行うこととさせていただきます。

この条例の検討にあたりましては、学識経験者、あるいは企業の代表者、環境NPO、今回は新たに、被害を多く受けるのは子どもたちでございますので、学校の校長先生2名にも委員になっていただきまして、それらの被害の状況も踏まえながら、皆さん方の意見を聞き、今回、条例骨子案の検討を行ってまいったわけでございます。

それらの懇談会は、平成18年（昨年）の9月から12月まで年4回開催し、条例骨子案の提言をいただいて、さらに、いろいろな企業の代表の方々にも説明会を開催したり、あるいは印刷業界であるとか、クリーニング業界とか、そういう業界の事務局にもきめ細かく御説明を申し上げ、現在広く県民意見のパブリックコメントを実施して、今日が多分最終日だったと思っておりますが、そういう形で、より広く県民の皆様方の御意見を伺ってきたところでございます。

本日は、このVOCの抑制のための取組の促進に関する条例骨子案について、先生方に専門的な立場等から御審議をお願いするものでございます。千葉県の大気環境がさらに良くなるように我々としても一生懸命努力してまいる所存でございますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

### 3. 部会長あいさつ

司会 続きます、安達部会長よりあいさつをお願いいたします。

安達部会長 本日は、御多忙のところ、千葉県環境審議会大気環境部会に御参集いただきましてありがとうございます。

さて、本日の会議は、御案内申し上げましたように、県から諮問を受けました「（仮称）千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」についてでございます。揮発性有機化合物の代表的物質は、トルエン、キシレン、酢酸エチル等で、塗料溶剤、接着剤、インキや一部の洗浄剤に含まれており、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質の一つとされています。

光化学スモッグ注意報の発令日数について見ると、平成14年は21日、16、17年度はともに28日と、全国ワーストワンを記録するなど、残念な結果となっています。

県では、光化学オキシダントと浮遊粒子状物質による大気汚染を防止するため、その原因物質である揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制について、大気汚染防止法に定める事業者の自主的取組に関して、千葉県の特性に応じた取組を一層促進させる条例を制定し

ようと検討しております。

本日は、その条例について御審議いただくことにいたしましたので、よろしくお願いたします。

司会 ありがとうございます。

加藤環境生活部長におきましては、所用のためここで退席させていただきますので、どうぞ御了承ください。

次に、お手元の配付資料を確認させていただきます。

会議次第

座席表

委員名簿

資料1 揮発性有機化合物の排出抑制の必要性について

資料2 揮発性有機化合物の排出抑制の必要性について（資料編）

資料3 （仮称）千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の基本構造（案）

資料4 （仮称）千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の骨子案

資料5 （仮称）千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例策定スケジュール（案）

それから、懇談会でいろいろ意見をいただきましたもの内容とその対応についてまとめた資料を、参考資料として付けました。

参考資料 （仮称）千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（要綱素案）への意見と対応

#### 4. 議 事

司会 それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の進行については、千葉県行政組織条例第33条の規定により、安達大気環境部会長に議長をお願いいたします。

安達部会長 それでは議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして進めたいと思います。

本日、傍聴希望者はおりますか。

事務局 1名の希望者を受け付けております。

安達部会長 傍聴希望者がいるようです。本審議会は原則公開となっておりますことから、御異議がなければ入室させたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

安達部会長 それでは、傍聴人の入室をお願いいたします。

（傍聴人 入室）

安達部会長 それでは、これより千葉県環境審議会大気環境部会の議事に入りますが、議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人を、

榛澤芳雄委員

黒河悟委員

をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

### (1) 諮問事項

#### (仮称)千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための 取組の促進に関する条例について

安達部会長 本日の議題は、平成19年2月26日付けで千葉県知事から千葉県環境審議会長あてに諮問がありました「(仮称)千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」についてです。

千葉県環境審議会運営規定第5条に、審議会の会長は、知事の諮問を受けた場合は、部会に付議することができる」となっております。

諮問案件について、環境審議会長より部会に付議されておりますので、当部会で実質的な審議をしていただくこととしております。

それでは、審議に入らせていただきます。

最初に、事務局から説明をお願いします。

田中主幹 お手元にお配りした資料1と資料2、「揮発性有機化合物の排出抑制の必要性について」という点で説明させていただきます。

時間の都合上、資料1、資料2の中から要点のみを説明させていただきますので、御了解ください。

まず資料1の1ページをお開きください。

「第1 背景」の部分です。

県では、これまで、大気汚染の防止に関する各種の法令規制に加え、環境基本条例や環境保全条例の制定、臨海部の主要工場との公害防止協定の締結、窒素酸化物や炭化水素の排出抑制のための指導要綱の策定などを通じ、大気汚染物質の排出抑制のための施策を展開してきております。

その結果、近年の大気環境の常時測定結果によりますと、二酸化硫黄、一酸化炭素については環境基準の達成を維持し、二酸化窒素についても概ね環境基準を達成するなど、良好な状況がございます。

しかしながら、光化学オキシダントについては、依然として環境基準未達成の状況が継続するとともに、ここ数年は光化学スモッグ注意報の発令日数が再び増加する傾向にございます。また、浮遊粒子状物質、略してSPMと呼んでおりますが、これにつきましては、近年改善の傾向にあるものの、安定して達成している状態とは言えない状況にございます。

次に、環境基準というのがございます。環境基本法に基づき環境基準というものが定められております。環境基準とは、維持されることが望ましい基準であり、行政の施策目標であるとされております。

次のページに、いま申し上げました、光化学オキシダントと浮遊粒子状物質についての表を載せました。説明を読ませていただきます。

光化学オキシダント。大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線の影響を受けて光化学反応を起こして生成する二次物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の強酸化性物質の総称である。

もう一方の浮遊粒子状物質は、大気中に気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、直径が  $10\mu\text{m}$  ( $1\text{cm}$  の  $1,000$  分の  $1$ ) 以下のものを浮遊粒子状物質と申しております。

これらについては、大気汚染防止法に基づきこれらの大気汚染物質の常時監視を行い、その結果を公表しております。また、大気汚染防止法第 23 条の「緊急時の措置」というのがございまして、光化学スモッグが発生しやすいようなとき、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがある場合は、光化学スモッグ注意報等を発令して、関係市町村、報道機関等の協力を得て、一般に周知しているところでございます。

それ以外に、「緊急時協力工場」というのがございまして、こちらについては使用燃料等の削減を要請しているところでございます。

2 ページの下の表「光化学スモッグ注意報における発令基準」を御覧ください。光化学スモッグを発令するときの基準です。

発令区分として、注意報は「オキシダント濃度の 1 時間値が  $0.12\text{ppm}$  以上である状況になり、かつ、気象条件から見て、この状況が継続すると判断されたときに発令する」とされております。警報は、「1 時間値が  $0.24$  と、倍の濃度になったときに警報を発令する」ということになっております。

続きまして、3 ページの上欄の表を御覧ください。

よく質問を受ける部分ですが、「オキシダント」とか「光化学スモッグ」とか似たような名前が出てきます。皆様も、「光化学スモッグ」というのはよくお聞きになる言葉だと思いますが、「光化学スモッグ」と「光化学オキシダント」の違いをその「概要」に記載しております。

ここも読ませていただきますと、光化学スモッグとは「光化学オキシダントが局所的に集中して、白くもやがかかったような状態になることがあり、このような状態を光化学スモッグ (photochemical smog) と呼んでいる」ということで、物質としては光化学オキシダントなのですが、現象論としては光化学スモッグと言うということでございます。

次に、3 ページの下側、「(3)健康に対する影響」を御覧ください。

これは環境省の文書の中から取ったものですが、「オキシダントの健康への影響については、急性影響としては眼の刺激(眼のチカチカ感、流涙等)症状や鼻、咽頭及び呼吸気道の粘膜刺激症状が主体であり、ぜん息患者に対しては発作が見られる」としております。

なお、本件については、千葉大学医学部の公衆衛生教室にお願いして臨床調査を行っております。その調査の結果が、中ほどの表 1-1-4 「光化学スモッグ被害の臨床症状」に載っております。局所症状、全身症状、神経症状という形で、ひどい場合にはけいれんを起こすこともあるということが報告されております。

次に、「イ 浮遊粒子状物質」を御覧ください。

これは、先ほど定義のところでも申し上げましたように、粒径が  $10\mu$  以下の粒子で、一たん気道に入りますと、そのほとんどが気道または肺胞に沈着し、人の健康上に有害な影響を与えるとされております。

続きまして、5ページの「2 光化学オキシダントと浮遊粒子状物質の原因物質」を御覧ください。

揮発性有機化合物は、光化学オキシダントとSPMの二次生成粒子の原因の一つとされております。このうち光化学オキシダントは、大気中の揮発性有機化合物と窒素酸化物の混合系が、紫外線の照射による反応を通じて生成されるとされております。

もう一方のSPMですが、SPMは、発生源から出た時点で粒子となっている一次粒子と、発生源から出た時点ではガス状ですが、それが大気中で光化学反応を起こして粒子化する二次物質に分かれております。一次物質については、工場から排出されるばいじん、粉じん、自動車等から排出される粒子状物質など人為的な起源のほか、自然起源のものとして、土壌の巻き上げ、海塩粒子（海の塩）などが含まれております。二次粒子につきましても、特に揮発性有機化合物に着目しますと、大気中の揮発性有機化合物がオゾンと反応を起こして揮発性の低い有機化合物を生成して、それらが既存の微粒子に凝縮して粒子を生成するとされております。

ここで、資料2を御覧ください。

資料2の1～8ページは、環境省が大気汚染防止法を改正し光化学オキシダントとSPM対策としてVOCの規制を導入したときに中央環境審議会で使用されていたものです。ここでは一部を説明させていただきます。

資料2の2ページをお開きください。

「(2) VOCの光化学オキシダント生成過程への関与」を御覧ください。

まず、枠で囲んである(A)のグラフを見てください。大気中にVOCが存在しない場合の光化学反応を示しております。図中に「O<sub>3</sub>」とゴシック体で書かれている部分が、光化学オキシダントの主成分であるオゾンを示しています。グラフ中のオゾンの線を御覧になるとわかりますように、照射時間が横軸ですが、これに対して、少し上がるとすぐに一定値になり、あとはあまり増加しないということがわかります。

次に、その隣の(B)のグラフを見てください。(B)のグラフは、VOCが大気中にある場合の光化学反応を示しております。(A)と異なり、オゾンが急激に上昇しているのがお分かりになると思います。これは照射時間に応じて、(A)だとすぐ飽和してしましますが、(B)の場合は、どんどん増加している。このことから、光化学オキシダント対策にはVOCの排出抑制が必要だということが御理解いただけると思います。

この後段にSPMの生成過程等の資料が載っておりますが、ここでは省略いたします。再び資料1の5ページにお戻りください。

5ページの中ごろ、「3 揮発性有機化合物(VOC)」というのがございます。今までVOC、VOCと出てきますが、VOCとは「Volatile Organic Compounds」の略で、そのとおり「揮発性有機化合物」の略でございます。その名前のおとおり、常温で揮発しやすい化合物の総称で、例えばお皿に出して放置しておくと常温で揮発してなくなってしまうような物質のことをVOCと呼んでおります。

具体的には何かと申しますと、6ページの上段の表1-3-2を御覧ください。こちらに代表的な揮発性有機化合物をリストアップしました。混合物としては、原油、ナフサ、ガソリン、シンナーなども含めたものでございます。単一物質としては、トルエン、キシレン、ベンゼン等、先ほど部長のあいさつにもございましたように、塗料溶剤とか、接着



剤、インキの一部や洗浄剤に使われる物質でございます。

続きまして、大気汚染の状況について説明させていただきます。

6 ページの下側の表 1-4-1 「光化学オキシダントの環境基準達成状況」を御覧ください。上から、「年度」「達成率」「達成局数／測定局数」。それを見ていただくと、「達成率」に妙に「0」がたくさん並んでいるのがお分かりになると思います。昭和 61 年に 2.3 というのがありますが、それ以降、すべて「0」が並んでおります。これは、千葉県において光化学オキシダントの環境基準を達成している局はほとんどないということを示しております。

続きまして、7 ページの上側のグラフをご覧ください。このグラフは、光化学スモッグ注意報等の年度別発令状況を示したものです。網掛けの部分が注意報で、黒く塗りつぶしている部分が警報を示しております。昭和 49 年と平成 14 年のところに黒い塊がポチポチと二つございますが、これが警報で、平成 16、17 年度には 28 日間、注意報が発令されております。また、平成 14 年度には 28 年ぶりに光化学スモッグ警報が発令されております。この警報は、先ほど申し上げましたように、大気中の濃度が 0.24ppm になり、かつ継続すると判断したときに出すものでございます。

次に、その下、図 1-4-2 「光化学スモッグ被害者届出数の年度別推移」を御覧ください。被害者は、昭和 40 年代後半に非常に多くて、昭和 59 年に 2,586 人というピークを迎えて、その後、あるときとないときでは差が極端ですけれども、最近でも 200 人を超える被害者が出るということがございます。

次のページ、図 1-4-3、これは年間平均値の経年変化を示したのですが、これで見ても、光化学オキシダントが長期的に上昇しているというのがお分かりになると思います。これは千葉県だけの問題ではなくて、全国的にこのような傾向がございます。

次に、その下、表 1-4-2 「全国の光化学スモッグ注意報発令日数」のワースト 3 位から 4 位の都県を見てください。これは、全国で発令日数が多かった県を、多い順から並べたものでございます。

これを見ていただくとすぐ分かりますように、平成 13 年度から 17 年度にかけて、千葉県がワースト 3 にいつも顔を出している。特に 14、16、17 年は、あいさつで申し上げましたように、千葉県が全国ワースト 1 位になっております。

続いて、S P M について説明いたします。10 ページを御覧ください。

上側の図 1-4-4 が、環境基準の達成率の経年変化でございます。近年、改善傾向にあり、平成 17 年度には一般環境局で初めて 100% を達成しました。しかしながら、これを見ていただくと分りますように、上がったたり下がったりしていて、環境基準の達成率という点では安定しておりません。

次に、その下のグラフ、こちらは S P M の年間平均値の経年変化でございます。こちらは、長期的には下がっているということがお分かりになるかと思っております。

続きまして 11 ページで、こういったことについて千葉県が今までどのような対策に取り組んできたかについて、簡単に説明させていただきます。

千葉県では、光化学スモッグ対策として、昭和 60 年 4 月から、公害防止協定に基づき、千葉市以南の京葉港臨海部に立地する主要工場に対して、また、61 年 4 月 1 日からは、「千葉県炭化水素対策指導要綱」を定めまして、千葉県臨海地域（野田から富津に至る

14 市 1 町（当時）の発生源に対する指導を行っております。指導導入の経緯、概要については、細かく書いてございますが、ここでは省略させていただきます。指導の内容についてのみ説明させていただきます。

続きまして、資料 2 の 11 ページをお開きください。

「Ⅳ 公害防止協定及び炭化水素対策指導要綱による指導」。

そこに、「1 対象物質」ということで、当時は炭化水素という定義で対象物質を定義していましたが、中身については、先ほど説明した揮発性有機化合物と同じです。ただ、定義の方法が異なっているということがございます。

次に、「2 対象施設と排出防止対策」を御覧ください。

施設区分としては屋外タンク貯蔵所、出荷施設、使用施設、そういったものについて適用規模というのがございます。例えば屋外タンク貯蔵所ですと、500k1 以上の屋外タンク貯蔵所に対して、排出防止対策として、そこに書いてございますような構造改善をやってくださいと。例えば、「使用施設」というのは何のことかわからないと思います。「使用施設」につきましては、その表の「注）2」を御覧ください。『使用施設』とは、製品塗装、印刷、表面処理、クリーニング、接着等の炭化水素を使用する施設をいう」ということで、これが主要な対象施設となります。適用規模としては、月当たりの炭化水素、VOC の使用量が 500kg 以上になりますと、大気中に排出される VOC が使用量の 50% 以下になるような排出防止対策を実施してくださいという指導を行って来ました。

先ほど申し上げた昭和 60 年ごろは、ここに書いてあります「屋外タンク貯蔵所」から下から二つ目の「移動タンク貯蔵所」まででございます。その後、平成 7 年度に「有機化学製品製造施設」ということで、ポリエチレン等の製造能力が 5,000 トン以上のものが対象に追加されました。排出防止対策としては、処理装置の設置でございます。

次に、「3 対策実施期間」を御覧ください。

公害防止協定を結んだ当初は、光化学スモッグ対策ということで、4 月から 10 月までの光化学スモッグシーズンだけ、こういった排出防止対策を行ってくださいという協定を結んでおりましたが、SPM 対策も兼ねて、平成 16 年に公害防止協定を改定して、通年対策という形になっております。「千葉県炭化水素対策指導要綱」はまだ SPM の観点が入っておりませんで、今のところまだ夏場の光化学スモッグシーズンのみという形になっております。

12 ページに対象地域の図がございます。先ほど申しましたように、野田から富津までの網掛けの部分の市町村が要綱の対象地域。あと、東京湾の近くに線が引いてありますが、こちらは公害防止協定の締結工場が立地している部分です。

なお、船橋市と千葉市については網掛けが薄くなっていますが、千葉市と船橋市は「千葉県炭化水素対策指導要綱」と同様の要綱を制定しているために、千葉県の要綱からは除外しております。

13 ページ、14 ページに主な対象施設、15 ページに排出防止対策のイラストがありますが、ここでは説明を省略させていただきます。

資料 1 にお戻りください。

20 ページの上欄に、表 3-1-1 「条例による揮発性有機化合物の規制」ということで、国内において条例でこういった VOC を規制している都道府県の規制の内容を一覧表

にしました。

まず埼玉県ですが、「埼玉県生活環境保全条例」というのがございまして、埼玉県の規制の中身は、千葉県がやっている「炭化水素対策指導要綱」とほぼ同様の内容を、条例で、罰則をもって担保してございます。東京都におきましては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」とう条例でございまして、貯蔵施設と出荷施設についての排出規制。神奈川県におきましては、「神奈川県の生活環境の保全等に関する条例」で、タンクローリー等のペーパーリターンの義務化が行われております。関西の方に眼をやりますと、大阪、愛知、三重県においても、条例によりVOCの排出規制が行われております。なお、全国で一番厳しいと言われているのは大阪でございまして。

続きまして、20 ページの中ごろ、では国ではどのような規制をやっていたのかということをお説明させていただきます。

千葉県をはじめする地方自治体においてVOCの排出抑制取組が先行する中、国におきましては、VOCの排出抑制を目的として平成16年5月に大気汚染防止法を改正し、昨年の4月1日から施行しております。この改正法では、従来採用されてきた規制一辺倒の方式を改め、事業者の自主的な取組を評価し促進することを基本として、「法規制は限定的に適用する」という従来の公害防止法令にない新しい考え方に基づくベストミックスと呼ばれる手法が初めて採用されました。

このベストミックスという考え方ですが、まず、全体として自主的な取組を前提に進めるということ、次に、大規模な施設についてのみ従来どおりの排出濃度規制を行うというものでございます。また、全体で平成12年度をベースとして3割程度削減し、そのうち1割は排出濃度規制により、残りの2割を自主的な取組により削減するというもので、特徴的なのは、規制よりも自主的な取組の削減の方を大幅に見積もっているということでございます。

これらの削減から、光化学スモッグ注意報を発令しないで済む測定局の割合が、現在の6割から9割に改善されると環境省は想定しております。これにつきましては、資料2の8ページの上側がSPMで、下側が光化学オキシダントの改善効果を示す表でございます。ここでは、光化学オキシダントについて説明いたします。

これは、環境省がコンピューターを用いて数値予測を行った結果でございます。

まず表の見方ですが、横軸に0%、10%、20%と書いてございます。これは、平成12年度現状に対して、VOCの削減率を意味しております。これを削減していくと、縦軸が、「注意報レベル非超過割合」と分りにくいですが、注意報レベルにいかない測定局の割合を示しておりますが、これを見ますと、50%まで削減すると注意報レベルを超えない割合が99.2%ということで、50%まで削減すればほとんどの測定局が注意報レベルを超えなくなるということがお分かります。

しかしながら、現実的可能性ということから、その真ん中にございます3割削減というのが法改正の目的として選択されました。これによりますと、現在、全国的に光化学スモッグ注意報を超える局数の割合が約6割ある。それが、30%削減することによって89.2%、約9割まで上昇するというので、国は、3割削減で6割が9割に向上すると、説明しております。それがこのコンピューター予測の結果でございます。

続きまして、資料1の22ページにお戻りください。

見ていただきたいのは、22 ページの「(4) 規制対象施設の指定」です。

いま申し上げましたように、今回の大気汚染防止法の改正時にベストミックスという新しい概念を導入したために、欧米等のVOC規制における規制対象施設の規模要件（VOCの年間消費量）は、我が国で規制対象になるとと思われる施設については概ね0.5～25トン／年であることから、それに比べて相当程度大規模である施設としては、50トン／年程度の潜在排出量（処理装置を設置していない場合の排出量等）が目安になるということで、50トン相当に相当する規模要件の施設のみを濃度規制の対象としたという意味でございます。要は、欧米ですと施設は年間0.5～25トン使用するものが対象となっていますが、今回の法改正では、ベストミックスという自主的取組の推進を入れたために、濃度規制の対象となるのは50トンという相当大規模な施設としたということでございます。

では、どのような施設が対象になったかということですが、資料2の18、19ページをお開きください。19ページが対象施設のイラストで、18ページが排出基準です。

排出基準ということですので、例えば「1. 塗装関係施設」を御覧ください。塗装ブースというのがございまして、そこで塗装している。左側に排気ファンがありまして、これで中の空気を吸って、ブース排気ということで外に出している。この排気について、18ページに「塗装施設」というのがございまして、例えば排風機の能力が10万 $\text{m}^3$ 以上のものについては、自動車の製造の用に供するものは700ppmCだというように、ここで濃度を測って分析して、基準値を設けて規制する、というような考えが導入されたということでございます。

いま申し上げた10万 $\text{m}^3$ というのは、年間使用量50トンに相当するのがこの10万 $\text{m}^3$ ということで、すそ切り要件を決めたということになっております。

19ページの対象施設ですが、先ほど申し上げた「千葉県炭化水素対策指導要綱」からガソリンスタンドとタンクローリーを除いたものでして、規模要件は、先ほど申し上げましたように、要綱では月間500kgですので年間換算で6トン、法律では50トンという違いがありますが、対象施設区分としては「炭化水素対策指導要綱」のほうが広いということになります。

また資料1の24ページにお戻りください。

今度は、VOC量について説明いたします。

まず、24ページの円グラフを御覧ください。これは、環境省がVOC規制を導入するときに、ベースデータとして、平成12年度における全国におけるVOC排出量を推計したものです。約150万トンと推計しております。特徴的なのは、御覧になってわかりますように、塗装が56%で、半数以上が塗装から出ているというものでございます。

続きまして、25ページの図5-1-2。これは千葉県として推計したものです。平成12年度において約9万トンです。国との違いは、見ていただくとわかりますように、塗装が少なく、接着、印刷が多いというのが特徴だと思っております。

25ページの下、表5-1-1「公害防止協定におけるVOC処理回収量推計値」を御覧ください。いま申し上げましたように、公害防止協定で排出抑制をお願いしてきておまして、平成12年度現状で、施設数として約350、VOC処理回収量として約3万6千トンが回収されているということになりました。

同じように、「炭化水素対策指導要綱」によってどのくらいVOCが処理されているの

かというのが、26 ページです。表 5-1-2 を御覧ください。届出数ということで、約 1,000 の施設があり、VOC の処理回収量が約 2 万千トンでございます。

次に、今回導入された「自主的取組の位置づけ」ということです。繰り返しになってしましますが、(1) の①と②を読ませていただきます。

①法規制対象は、排出濃度規制を原則としているEUの規制対象施設の規模要件に比し、相当大規模な施設（年間の潜在的排出量 50 トンに相当）としている。

②平成 22 年度までに、平成 12 年度における総排出量に対して 3 割削減するという目標において、法規制による削減は 1 割、自主的取組による削減量は 2 割と見込んでいる。

ということで、先ほど申し上げましたように、規制による削減よりも自主的取組の方を多く見込んでいるということでございます。

このような取組に関して、27 ページの中ごろ、「(2) 国の指導による自主的取組の推進」ということで、これは主に経済産業省が指導しております。経済産業省は、業界団体に自主行動計画を策定するように指導しておりまして、関係の業界団体に対して自主行動計画の作成の取組を行うように要請しております。経済産業省の要請に対して、平成 18 年 12 月までに約 30 の業界団体から自主行動計画が提出されております。

28 ページの中ごろにある表が、経済産業省が指導している自主行動計画に基づく VOC 削減量です。加盟団体の平成 12 年度ベースでは 48 万 5 千トンあったのを、平成 22 年度目標では 29 万 4 千トン、削減率は 30% を大きく超える 39% を削減するという業界の削減目標が現時点で提示されております。

今の話の細かい話は、資料編の最後に経済産業省の指導の関係の資料をまとめて添付しております。後で資料を見ていただきたいのですが、37 ページに「IX VOC の排出量の推移」というのがございまして、そこにいろいろな業界団体ごとの排出量と目標値が載っておりますので、一応参考までに申し上げました。

また資料 1 にお戻りください。

30 ページを御覧ください。

いま説明したような数々の理由から、千葉県の特特殊性を考慮した VOC 削減の取組を推進するため、条例の整備が必要であると判断しております。

まず、「大気環境の状況」ということでございます。本県の光化学スモッグ発令日数は毎年全国上位の状況が続いているだけではなく、健康被害届出者数も、多い年では、近年でも 200 人を越える状況にあります。

次に、「要綱による削減指導の限界」ということでございます。昭和 60 年度以降、「千葉県炭化水素対策指導要綱」により、光化学スモッグの原因物質の一つである VOC の排出抑制を指導してきました。しかしながら、事業者は行政指導に従っていただいておりますが、平成 18 年 4 月に概ね同一目的かつ同一対象の法規制がなされることになりました。指導自体が任意的である要綱による規制の行政指導は、維持することが難しいと考えております。

次に「大気汚染防止法による削減目標」ということで、31 ページの図 5-3-1 を御覧ください。ちょっと見にくい図ですので御説明させていただきます。

まず、真ん中に縦の線が引いてあります。真ん中の線が 0 の線です。右側が年間 VOC

排出量、左側の軸がVOCの処理回収量を示しております。

「Ⅰ 現況」の帯を御覧ください。先ほど申し上げましたように、平成12年度現状で、千葉県では約9万トンのVOC排出があるとお話しさせていただきましたが、その段階で、公害防止協定により3万6千トン、要綱により2万1千トン削減がなされております。合計5万7千トンが削減されております。というのが現況でございます。

続きまして、「Ⅱ 条例制定の場合」を御覧ください。このような状態がございまして、法改正がなされました。法改正によりますと、平成12年度現状で、1割が濃度規制により、2割が自主的取組によりということです。「条例制定の場合」の四角のところを見ていただきたいのですが、濃度規制によって9千トン、自主的取組により1万8千トンさらに削減し、合計で2万7千トンの削減が期待できるということで、排出量もこれに応じて削減できるだろうということです。この法律ができたからといって、協定や要綱を解除すると、5万7千トンも協定及び要綱により削減が進んでおりますので、これらの削減は継続する必要がある。法律ができたからといって、協定なり要綱を解除するとかえって増えてしまう可能性があるというのを、ここで示しているものでございます。

さらに、「Ⅲ 条例が制定しない場合」ということでは、協定はそのまま要綱だけ解除したらどうかということですが、その場合、排出量は現状の9万トンに対して8万4千トンということで若干減少はしますが、3割削減ということにはならない。ということで、大気汚染防止法の施行にかかわらず、現在行っているVOC排出削減対策を継続するとともに、排出削減の取組を一層促進する必要があると判断したわけでございます。

以上でございます。

安達部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆さんから御質問あるいは御意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

坂本委員 3点ほど質問と要望をお話したいと思います。

まず1点目が、法律の規制と自主的取組ということでベストミックスということをやっているわけですが、今回の条例の骨子を見せていただきますと、自主的取組の計画と実績の提出を強制化されておられるというのと、罰則規定もございますね。そういう意味では、自主的取組というところがちょっと大きく規制のほうに傾いて、法の趣旨と大分ずれているなという印象を受けるのですが、この辺の考え方を伺いたいというのが1点でございます。

2点目は、排出の実績につきましては、先ほども説明がございましたように、業界が結構主体になりまして、各企業が自主行動計画で計画と実績を報告するようになっております。それからPRTTR法でも、全く一緒ではございませんが、似たような物質の実績を報告するようになっており、公害防止協定でも、化学物質の排出実績等を出すようになっております。今回また同じようにVOCに関する物質の実績を提出するというところで、目的とか中身は多少違いますが、四つの似たようなものを提出するということになるわけでございます。懸念されるのが、切り口はいろいろ違いますので、場合によっては整合がうまく取れなくて、数字が異なる場合があるわけですね。この罰則規定を見ますと、虚偽の報告というのが罰則の対象になっておりまして、意図して虚偽の報告をするということではないと思うのですが、たまたま、集計のミスだとか、いろいろなことがあって、四つの中

の整合が取れなくて、結果として虚偽の形になる場合も想定されるということです。それと、4種類も同じような報告をしなければいけないということで、業務の効率という意味でも少し負荷が高くなるということで、この点の御配慮とか、これは運用面での話になるかと思うのですけれども、これをぜひお願いしたいと思うところでございます。

もう一つは、法律の中身も、インセンティブというか、改善をかなり積極的に進めているところに対しては優遇措置をとるというようなことも書いてございますが、今回の骨子の中にはそういったところがないようにお見受けするのですけれども、できれば、そういう改善が進んだところについては、測定頻度を減らすとか、そういったところでインセンティブがつくような制度をご検討いただきたいという要望でございます。

安達部会長　　ありがとうございました。

　　県のほうから何か。

田中主幹　　今の御質問なり御要望ですが、ほとんどが条例骨子案のほうのものだと思いますので、これを説明した後にさせていただきたいと思うのですけれども。

坂本委員　　そうですか。分かりました。

安達部会長　　ほかにいかがでしょうか。

　　なければ、次の御説明をお願いしましょうか。

　　資料3、4、「(仮称)千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」の基本構造(案)と骨子案について、御説明をお願いします。

木村室長　　それでは引き続きまして、資料3と4により、条例の基本構造と骨子案等について御説明いたします。

　　なお、この条例の骨子案を作成する際、当初はタウンミーティングの開催も検討いたしました。内容がかなり専門的であるということと、既存の「炭化水素対策指導要綱」の延長上にあるという観点から、先ほど部長のあいさつにもございましたように、タウンミーティングに代えて懇談会を設置しまして、事務局から提出した骨子案のたたき台についてそれぞれのお立場からの意見をいただきました。

　　昨年9月から12月にかけて、合計4回、懇談会を開催して御意見を集約していただきまして、本日、当部会に骨子案を提示することができたところでございます。

　　懇談会でいただいた御意見とその対応につきまして、資料4の後ろに参考資料として添付いたしましたので、後ほど御覧いただければ幸いです。

　　今後は、4月に入りましてから、当部会から答申をいただいて、条例案を策定した上、6月県議会に提案する、といった流れを目指しております。スケジュールにつきましては、後ほど別途御説明いたします。

　　その骨子案の概要を、資料3に「条例の基本構造」としてまとめましたので、御説明いたします。

　　初めに全体でございますが、条例の基本的な事項について条文化する「総則」の部分として、「Ⅰ 目的」では、条例が目指す直接的な目的と究極の目的について書いてあります。続いて、「Ⅱ 定義」で、VOCそのもの、取扱い施設、取扱い事業者について定義づけを行っておりまして、「Ⅲ 責務等」で、事業者、県、県民がそれぞれの立場で行うべきことについて規定しております。

　　次に、この条例ではどういったやり方を考えているのかについて条文化する「手段」の

部分ですが、ここでは事業者が行う具体的な対応策などを記載した「Ⅳ 指針」の策定の部分がございますが、そういった具体的な内容。それから「Ⅴ 自主的取組計画・実績の報告義務等」の中では、取扱事業者の報告義務や、さらには条例上の報告義務がない事業者の行う報告、また県が行う公表手続について規定しております。

続いて、この条例によって行おうとしていることをどうやって担保していくのかについて条文化する「実効性の確保」の部分として、「Ⅶ 報告徴収」で、県から事業者への報告要求について規定しております。また「Ⅸ 罰則」では、先ほどお話がありましたが、法律上の刑罰ではないのですが、過料を設けようと考えております。

なお、自治法の政令市であります千葉市と、中核市の船橋市につきましては、行政的に県と同等の立場にありまして、また指導要綱についても別途制定しておりますことから、この条例については適用除外として、その旨規定しております。

では、資料4の「条例の骨子案」によりまして、少々詳しく説明してまいります。

この骨子案は、2月26日から本日まで実施してまいりましたパブリックコメントで公表しているものです。骨子案ですので、条例案のように、第何条……とか、そういった記述ではございません。法律上の特有の表現等ございますので、それは法規の担当課と詰めることといたしまして、当課の段階では、その内容を検討することとしております。

まず、資料4の1ページ、「Ⅰ 目的」ですが、「手段」と「直接目的」「究極目的」について規定する予定です。

大気汚染防止法が改正されまして、光化学オキシダントとSPMの原因物質の一つであるVOCについては、かなり大規模な施設についてのみ排出濃度規制が実施されることになりまして、県が従来実施してまいりましたより小規模の施設については、事業者の自主的な取組に任せられることになりました。

ここでは、本県の光化学スモッグの発生状況を考えますと、大気汚染防止法で規定する自主的取組の部分について制度的に促進することにより、特に光化学オキシダントの発生を抑え、それによって県民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とする、といった内容でございます。

2ページ、3ページに、背景として、大気汚染防止法のベストミックスの考え方、全国の光化学スモッグ注意報の発令状況など記載されておりますが、先ほど田中から御説明した部分と重なりますので省略させていただきますが、2ページの下にあります先ほども出てきた表ですが、5年間で3回もワースト1位になって、すべてにおいて上位であるということが、我々に条例化を決断させた部分でございます。

次に、4ページの「Ⅱ 定義」を御覧ください。ここは、この条例の中で使用されている言葉についての定義づけを行っている部分です。

例えばVOCと一口で申しましても、温度や圧力の条件で揮発したりしなかったりするわけですから、その前提条件を示すことが必要です。し、貯蔵タンクにしても、中には小麦粉や砂糖などのタンクもありますので、何を貯蔵するタンクがこの条例の対象なのか、などについて、設定条件を示さなければなりません。

ここでは、VOCについては、大気汚染防止法の第2条第4項に規定するものであることとし、法令の関連部分を記載しております。

また、条例対象となる取扱施設につきましては、「別表に定める規模に該当するもの」



と規定しており、具体的には5ページに表としてまとめております。施設の種類と規模の要件を規定しておりますが、そのページの上に(2)として説明がございます。要は、従前から運用している指導要綱が制定以来20年以上経過し、定着していると考えられるために、その規定の内容を継続したいという趣旨でございます。

6ページと7ページに、施設についての説明を「備考」として掲載いたしました。

ちなみに、これらの表、あるいは「備考」の部分は、条例の本文の中には規定されませんので、県の規則という形で規定される予定です。

次に8ページの「Ⅲ 責務等」を御覧ください。

ここでは、事業者、県、県民の三者がそれぞれの状況でVOCの排出・飛散の抑制に努める旨、規定したいと考えております。

特に、ここで「事業者」という言葉を定義しておりますが、一定規模以上の施設を有する「取扱事業者」と異なり、事業者一般についての規定であるという点がポイントでございます。

なお、大気汚染防止法の規定では、「事業者の責務」と「国民の努力」が規定されておりますが、「国の責務」という項目はございません。

今回の条例につきましては、県の姿勢を示すという意味から「県の責務」を設けることを考えております。

参考までに、現在、県では、いわゆるグリーン購入法に従いまして「環境配慮物品調達方針」を定めておりまして、例えば「路面標示用水性塗料」につきましては「低揮発性有機溶剤型的水性塗料」ということで、調達の推進に努めることとされておりますが、「低揮発性」につきましては、VOCの割合が5%以下ということになっております。実際には溶融式塗装が主流ですので、ほとんどVOCを含まない状態であるということ、県の業務については努力規定に対応できていると判断しているところでございます。

次に、9ページの「Ⅳ 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関する指針」でございます。

先ほども触れましたが、県では今まで指導要綱によって炭化水素類の排出抑制を指導してまいりました。このため、行政の指導方針としての一貫性という観点、ほかの事例を参考により良い対策を実施するために必要という観点から、指導要綱を基本とした指針を策定し、条例に明文化して、指導の根拠としたいと考えております。

内容といたしましては、事業者が実際に自主的取組の計画を策定する際に必要とされるVOCの排出量の算定方法、あるいは有効な排出抑制対策等について、資料を収集し、広く意見を求めた上で策定することとしております。

なお、指針の規定に関しましては、法規担当課内の検討において、「Ⅲ 責務等」の前に規定するほうが事業者が何をすればよいのかという点がより明確に伝わるのではないかと、という意見がありまして、内容は変わりませんが、場所が前に移る可能性があることを申し添えます。

次に、10ページの「Ⅴ 自主的取組計画・実績の報告義務等」を御覧ください。

ここは、この条例が事業者に求めている内容を記載する条例の本体の部分でございます。主な柱としては、

1. 毎年1回、自主的取組計画を作成して知事へ報告すること

2. 報告した自主的取組計画に対する排出量等の実績を知事へ報告すること
3. 知事へ報告した計画と実績については、データの正確性を確保するため、3年間、記録・保存すること。

の3本を考えておりますが、特徴的なこととして、②に取扱事業者以外の事業者についての報告規定を記載しております。これは、自主的取組を促進するという意味から、報告義務を負う規模未達の事業者につきましても、自分の努力を公表してほしいという事業者がいた場合、その報告も受け付けて公表しようとするものです。

次に、11ページの「VI 自主的取組計画・実績の公表」を御覧ください。

あくまで自主的取組を促進する立場から、効果的な取組を実施していく、あるいは努力の程度が顕著であるなど、他の事業者の模範となるべき内容について公表しようとするもので、罰則的な意味での公表ではありません。

したがって、Vで申しましたとおり、報告義務のない事業者から自社の自主的取組の内容を広く公表してほしいとの求めがあった場合にも公表することを考えておまして、この「公表」と「指針」との相乗効果を期待しているものでございます。

その下の「VII 報告徴収」につきましては、この条例に定める報告義務のある事業者に対して、報告内容の正確性を担保するため、根拠となる報告を求めることができる、という内容を条文化しようとするものです。また、この求めに応じることが可能なように、3年間保存の義務規定を設けようとするものです。

次に、12ページの「VIII 適用除外」を御覧ください。

この条例では、大気汚染防止法を補完するという趣旨から、法と同じく県内全域を対象として考えておりますが、先ほども申しましたとおり、地方自治法の政令市である千葉市と中核市の船橋市につきましては、地方分権の観点ですとか、それぞれ「炭化水素対策指導要綱」を既に制定しておりますので、それらによるVOCの排出抑制が行われていることから、本条例の適用除外とする旨の規定でございます。

最後になりますが、「IX 罰則」です。

ここでは、他の同じクラスの法律や条例の規定を参考にして、報告義務があるのに報告しない者、あるいは虚偽の報告をした者、報告の求めに対してそれを拒否した者、これらに対して行政処分である「過料」を科すことといたしました。

以上でございます。

安達部会長 ありがとうございます。

どなたか、ご質問等ありましたらどうぞ。

先ほど関連ある部分とおっしゃいましたので、それについてまずお願いしましょうか。

木村室長 一つ目の罰則規定の関係で、自主的取組のはずだが罰則規定があるのはどう思うかという内容でございますが、今、説明の中でも申しましたとおり、いわゆる法律の刑罰的な罰則ではなくて、嘘をついたとか、そういったものに対する罰則です。と申しますのは、これを入れた理由は、先ほど出てきましたけれども、報告義務がない取扱事業者も、自分のやっている努力を公表してほしいということで報告を出してくる場合がございます。それを公表することになりますので、悪く考えると、オーバーに書いて、それを報告して、それを公表してくださいということに使われる可能性もございますので、それで、そのデータが確かなものであるということを確認するためにこういった規定を設けたものでござ

います。

それから、似たような様式を幾つも出さなければならないということで、確かにそういった面は我々も感じているのですが、また、今回のパブリックコメントでもそういったご意見をいただいております、外していただけないかというような意見もございました。これは検討させていただきたいと思いますが、ただ、目的が明らかに違ひまして、一緒に考えるのは行政的には難しい部分がございます。

それと、他のP R T Rとか協定の関係ですと、項目ごとに、物質何は幾らという形で書いているのですが、今回のこちらの条例の場合ですと、一まとめにしてV O Cは幾らなんだということがございます。

それから、改善が進んだところに対するインセンティブというお話ですけれども、これにつきましては、例えば指導要綱が昭和 61 年にもう既にできておまして、今回の法律の規定が平成 12 年度をベースにして計画を立てなさいと。3割程度下げなさいという計画なのですけれども、千葉県の場合は、「進んでいる県」という、それが裏目に出てしまひまして、既に対策が進んでいるというところがございます。それに対する報告をどうしようかということで、懇談会の中でも御意見をいただきまして、もう進んでいる場合には、そういった対策を「こういう対策をしているんだ」と報告の中に書いていただく。それも公表いたしますというようなことで、報告の様式等も考えております。

以上でございます。

黒河委員 一つ教えていただきたいのですが、今の条例のほうで言うと5ページに取扱施設の項目がありますけれども、これ、現実に、それぞれ個別でも全体でもいいですけれども、その対象となるのはどのくらいの施設になるのですか。

田中主幹 対象施設として幾つぐらいあるのか、事業者としてどのくらいになるのかということですが、推計によりますと、全県で約 950 施設、300 工場・事業場と推計しております。これは、現在ある東京湾側と、外房側、現在ないところで新たに報告対象となるという施設を、合わせて約 300 と推定しております。これは昨年度に実施したアンケートの結果をもとに推定しているものでございます。

黒河委員 一つは、その実態をお聞きしたのと、もう一つは、そういう施設の規模というか、こういう基準の問題はありますけれども、それに届かないけれども、日本の場合はとにかく中小企業がたくさんですから、実際は足していくと非常に膨大だという、その対比がよく見えないんですよ、その効果ということを考えたときに。こういうところで何でも幾つかの基準を決めますけれども、そこに対しては一定の役割が果たせるのですが、実際は、家庭からというのを含めて、非常に……。別な問題のときもそうだったのですけれども、家庭から出る前、例えばダイオキシンでも、そういうのが非常に問題だということの方が起きるので、比較論として、予測で、これにかからない部分との対比というのですか、例えば一定程度ここに網がかかると、ベストミックスでも何でもいいですが、効果がほぼこれで全部網羅できるという形なのか、それとも対策上抜け落ちるような結果に総量としてになってしまうのか、そこら辺が全体像がよく見えないのですけれども。

木村室長 正確な数字は我々もつかんでないのですが、今回、法律を改正するに当たり環境省でやりました試算では、固定発生源が9割で、移動発生源は1割という割合でございます。あと、年間のV O Cの排出量は、国内で150万トン出ているという数字が出ておまして、

その程度の数字しかございません。

あと、実質的な取組ということですので、実は、どれだけ出ているのかというのは、我々も分らない部分もありますし、企業の側でも分らない部分は結構あるようでございまして、こういったものを契機にもう一度見直していただければなと思っております。

例えば、今まで気が付かなかったことで、排水処理施設からVOCが出ているのか、そういったものがこういったものを契機にして分かってきておりますので。

安達部会長　ほかにいかがでしょうか。

板本委員　潜在排出量を 50 トンで分けて、そこから上のほうは規制して、そこから下は自主的ということですが、これで1割、2割と見込めるくらいなおおよその排出量なんでしょうか。

木村室長　資料2の最後のほうに環境省と経済産業省で取りまとめたデータがございまして、それを見ますと、大体3割から4割、多いところでは100%なんていうのもありますが、そういう形で削減が可能だというふうに。これは大手の段階ですが、そういったところではそういった結果は出ているようでございます。

安達部会長　よろしいですか。

板本委員　はい。

安達部会長　ほかにいかがでしょうか。

わからないところがまだ非常に多いということと、それから、環境基本法になりましてから国民にも責務があるということで、今度また、自主的な取組を行えというようなことになります。毎年報告するということが、施行されて、実施されて、1年なら1年経てばどのくらい効果があるかということが一応見えるかなと、いささか安心したところです。

確かに、大気汚染は事件がありました。私が公衆衛生学教室に入りました40年代、松戸で非常に大きな事件がありました、その前に木更津でありました。そのときは分からなかったのですけれども。その後、松戸で、松飛台小学校というところで、集団発生で大きな事件がありました。毎日、毎日、新聞に出まして、そこを追いかけて歩いている先生もおりました。光化学スモッグを追いかけ回しているような先生もおりました。それからは、人体被害がごく小さくなった。光化学スモッグは一体どこに行ってしまったのだらうと思っているうちに、私も定年になってしましまして、大学を辞めました。大学やその他一般的に、もう大気汚染は解決して過去の問題だと、そんなふうに言われることが多くなりました。実際、研究者でも、大気汚染をやっている方が非常に少なくなって、今後一体どんなふうになっていくのだらうと、いささか心配している面もあるのですけれども。

ほかの委員会で、学校の先生がお入りになっている委員会があつて、そこでいろいろお話を聞いているようですけれども、実際に、今、学童で被害が出ているところがあるのでしょうか。分かったら教えてください。

木村室長　平成17年度に28名という被害者の数が出ております。一番多かったのは、平成14年度に1,000人単位の被害者が出ていたと思います。その中では、学校のプールで体育の授業をやっているときに眼がチカチカしたとか、息苦しくなったとか、そういう話がございます。

先日、同じくこの会場で事業者の方を対象に説明会を開いたのですが、そこで小学校の先生が説明してございまして、そういった事例もお話しいただきました。

安達部会長　やはりプールですか。

木村室長　はい。

安達部会長　プールでは、消毒の塩素が関係するのではないかなどと言われたことがあったけれども、それも、事件が少なくなって、未解決のまま終わってしまったようなのが実際だと思うのですよね。

もう解決したと思ったけれども、いずれにしても、知事さんは何でも最初とか1位が大分好きなようですけれども、こういう1位はあまりお気に召さないでしょうから、いろいろ対策を立ててやるほかないかと思うのですけれども。

ちょっと余計なことをおしゃべりしてしまいました。

榛澤先生いかかでしょうか。何かありましたら。

榛澤委員　いま先生がおっしゃったことに尽きるのですけれども、私は思うのですが、性善説と性悪説があって、どうも世の中としては、罰則ばかりでなくて、性善説を尊敬してやることが一つ重要なのかなと。例えば私が今やっております交通安全のことですが、敵対ではなくて、相手の弱点を見て、それをカバーしていくような形にしていかななくてはいいかなのではないかな。ですから、今回のこの条例が確かにそういう方向性なのかなという感じはいたしました。

先ほどのインセンティブについても、懇談会のところに出ているのですね。ですので、そういう心配はありますが、しかし、これからは自主的に努力していかなければならない時期になりましたので、これは大いにいいことだなという感じがいたしております。

安達部会長　ありがとうございました。

石井先生、何かありましたら。

石井委員　私は何もありません。

安達部会長　いま榛澤先生からお話がありましたように、確かに、積極的にやったところに、単に紙1枚でももらえば、事業場としても励みになる。4年ばかり産業保健推進センターにいて、工場のほうのことも少し経験して、そう思いました。ただ、大企業はほんの一つまみで、あとは小工場というのが非常に多いですから、そういうところにも積極的に協力してもらわないとなかなか実は上がらないかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

なければ、続きまして、資料5の策定のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

木村室長　それでは資料5を御覧いただきたいと思えます。

下の濃い字で書かれたところはこれからのことですが、今までの経緯も含めて説明いたします。

まず、先ほど何回か出ておりました懇談会ですが、昨年9月から12月まで、各月1回程度で4回開催しております。

1月に、環境保全協議会の説明会ということで、大気第一線技術者研修会というところで、その内容についての説明をしております。

2月に入りまして、VOC関係業界の説明を行いました。クリーニング、印刷、塗装、石油の関係について説明いたしました。印象といたしましては、施設が小さいのであまり対象にならないかなというような感想を持っていらっしまったようです。

それから、関係する県の議会の先生方にも説明いたしました。きょうも石井先生に御出席いただいておりますが、石井先生をはじめとして各会派の執行部の方、環境関係の常任委員会の先生方に説明いたしました。

それから、パブリックコメントを、ちょうど今日が最終日になりますが、1か月間行いまして、マスコミに対しての投げ込みですとか、ホームページによる掲載といったことで周知したところでございます。

それから、条例の骨子案の事業者説明会を、3月7日に千葉会場、9日に茂原会場で、2回に分けて説明会を行いました。

そして、本日の諮問というところが、今日までの流れでございます。

年度が変わりまして、いま4月25日を予定しておりますが、当部会をもう一度開いていただきたいと考えております。

その後、パブリックコメントの内容公開ですとか、条例審査といいますのは、条例をつくるときには庁内の法規担当者が集まってそこで揉むわけですが、そういった審査がございます。

そして、できれば6月の議会に上程したいと考えているところでございます。

以上でございます。

安達部会長　ありがとうございます。

2点について、御質問等ございましたら。

特に委員の先生方から、御質問等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安達部会長　なければ、これをもちまして予定された議事は終了いたしましたので、傍聴人の方は退席をお願いします。

（傍聴人　退室）

安達部会長　それでは、これをもちまして本日の議題は終了いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

木村室長　特にございません。

安達部会長　では、司会者のほうにマイクをお返しいたします。

## 5. 閉　　会

司会　きょうは、お忙しい中をありがとうございました。

また4月25日を予定しておりますので、どうぞお越しいただければと思います。よろしく願いいたします。

以上をもちまして終了させていただきます。

— 以上 —

以 上 の と お り

審 議 会 の 議 事 に 相 違 ない の で

下 記 に 署 名 押 印 す る。

平成18年4月25日

千葉県環境審議会大気環境部会

議事録署名人 榛澤 芳雄

議事録署名人 黒川 悟